

身体拘束廃止に向けての基本方針

ケアプラザ寿
グループホーム寿

1 身体拘束廃止に向けての基本方針

(1) 身体拘束の原則禁止

当施設においては、原則として身体拘束及び行動制限は致しません。

(2) やむを得ず身体拘束を行う場合

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、施設長を中心に、抑制以外に安全を保つ事が出来ないかどうか十分に検討します。切迫性・非代替性・一時性の3要件の全ての要件を満たし、カンファレンスにて、身体拘束が必要と結論が出された場合、本人・家族への説明同意を得てから行います。また、身体拘束を行った場合は、その状況についての経過記録の整備を行い、できるだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

(3) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下の事に取り組みます。

- ① 利用者本位の行動・尊厳ある生活がおくれるように努めます。
- ② 言葉や対応等で、利用者の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ③ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、全職員で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。
- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返り、利用者本位な生活を送っていただけるように努めます。

2 身体拘束廃止に向けた体制

(1) 身体拘束廃止委員会の設置

当施設では、身体拘束が必要な状況となった場合、随時委員会を設置します。

① 設置目的

施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討

身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き

身体拘束を実施した場合の解除の検討

身体拘束廃止に関する職員全体への指導

②身体拘束廃止委員会の構成員

教育委員会と同様

③身体拘束廃止委員会の開催

- ・必要な状況となった場合、身体拘束廃止委員会で検討します。

3 やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、以下の手順に従って実施します。

〈介護保険指定基準において身体拘束禁止の対象となる具体的な行為〉

- (1) 徘徊しないように、車椅子や椅子・ベッドに体幹や四肢をひもで縛る
- (2) 転落しないように、車椅子・ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る
- (3) 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む
- (4) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る
- (5) 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける
- (6) 車椅子・椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける
- (7) 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を使用する
- (8) 脱衣やオムツ外しを制限するために、介護服（つなぎ服）を着せる
- (9) 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る
- (10) 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- (11) 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

① カンファレンスの実施

緊急やむを得ない状況になった場合、身体拘束廃止委員会を中心として、施設長、介護、看護生活相談員が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討し、身体拘束を行うことを選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素の全てを満たしているかどうかについてカンファレンスを行い、検討、確認します。

要件を検討・確認した上で、身体拘束が必要だと結論が出された場合には、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、「やむを得ない身体拘束に関する説明書」を作成し、この説明書を基に家族にその必要性を説明し同意を得ます。また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

② 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努めます。

また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合については、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態把握等を確認説明し、同意を得た上で実施します。

③ 記録と再検討

その状況の経過を観察し様態・時間・心身の状況・「やむを得ない身体拘束経過観察・再検討記録」に記録します。また、解除に向けてのカンファレンスを継続して行い、身体拘束の早期解除に向けて検討・実行します。その記録は2年間保存、行政担当部局の指導監査が行われる際に提示できるようにします。

④ ③の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに身体拘束を解除します。その場合には、契約者、家族に報告します。

平成 20 年 4 月 1 日施行

2023 年 4 月 27 日改訂